

第4部 資料編

- 1 龍郷町振興計画審議会条例
- 2 龍郷町振興計画審議会委員名簿
- 3 諮問
- 4 答申

1 龍郷町振興計画審議会条例

○龍郷町振興計画審議会条例

昭和44年3月13日条例第10号

改正

昭和48年3月30日条例第14号
昭和50年3月29日条例第1号
平成元年3月10日条例第8号
平成10年12月24日条例第26号
平成15年9月18日条例第14号
平成22年3月10日条例第2号
平成25年6月14日条例第21号
平成29年3月7日条例第4号
令和5年9月13日条例第22号

龍郷町振興計画審議会条例

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、龍郷町振興計画に関し、必要な事項を調査および審議させるため、龍郷町振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15名以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町教育委員会の委員
- (2) 町農業委員会の委員
- (3) 町区長会の推薦者
- (4) あまみ農業協同組合の推薦者
- (5) 奄美漁業協同組合の推薦者
- (6) あまみ大島森林組合の推薦者
- (7) 町商工会の推薦者
- (8) 町PTA連絡協議会の推薦者
- (9) 町地域女性団体連絡協議会の推薦者
- (10) 町老人クラブ連合会の推薦者
- (11) 町社会福祉協議会の推薦者
- (12) 知識経験を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画観光課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年3月30日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年3月29日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年2月10日から適用する。

附 則(平成元年3月10日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年12月24日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則(平成15年9月18日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、平成15年9月1日から適用する。

附 則(平成22年3月10日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月14日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月7日条例第4号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

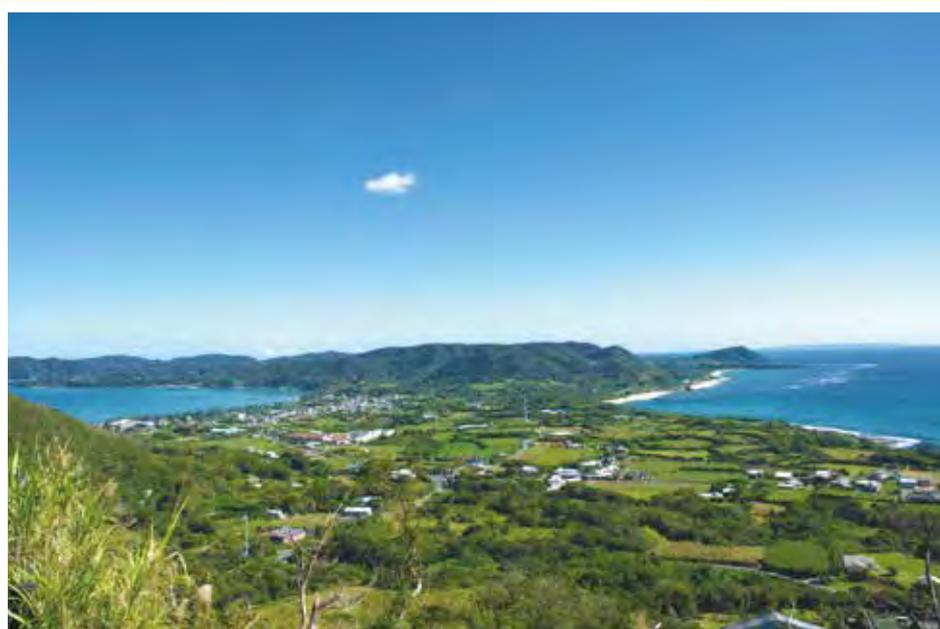
附 則(令和5年9月13日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 龍郷町振興計画審議会委員名簿

(敬称略)

	所属団体等	役職	委員名	備考
1	龍郷町教育委員会	教育委員	徳永 ますみ	
2	龍郷町農業委員会	会長	岡山 俊一	
3	龍郷町区長会	副会長	阿世知 正博	
4	あまみ農業協同組合	支所長	朝山 敬子	
5	奄美漁業協同組合		松村 俊樹	
6	あまみ大島森林組合	総務課長	中田 哲也	
7	龍郷町商工会	会長	川元 博文	会長
8	龍郷町PTA連絡協議会	会長	森 一郎	
9	龍郷町地域女性団体連絡協議会	会長	碓山 ひとみ	副会長
10	龍郷町老人クラブ連合会	会長	別府 義廣	
11	龍郷町社会福祉協議会	会長	前島 克幸	



3 諮問

龍企観第288号
令和5年10月24日

龍郷町振興計画審議会
会長 川元 博文 殿

龍郷町長 竹田 泰典

第6次龍郷町総合振興計画基本構想・基本計画(案)について
(諮問)

第6次龍郷町総合振興計画基本構想・基本計画(案)について、貴審議会の意見を求め
ます。

4 答申

令和6年3月15日

龍郷町長 竹田 泰典 殿

龍郷町振興計画審議会
会長 川元 博文

第6次龍郷町総合振興計画(案)について(答申)

本審議会は、令和5年10月24日付龍企観第288号をもって諮問のあった第6次龍郷町総合振興計画(案)について、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申します。

記

当審議会において慎重に審議した結果、この計画(案)は長期的展望に立った本町の指針として妥当なものとして認められます。

なお、計画の推進にあたっては、当審議会の審議結果の意を十分に尊重され、その実現に努められるとともに、特に次の事項について各段の配慮をされるよう要望します。

- 1 本計画の推進にあたっては、計画の趣旨や内容を広く共有し、町民や団体、事業者など多様な主体による協働のまちづくりを推進すること。また、自然・歴史・文化を守り、次世代に引き継ぐために、誰もが生きがいや喜びを持ち、まちづくりに参画できるように、町民のまちへの愛着と誇りの醸成に努めること。
- 2 「歴史と文化で創る 活力と幸せが実感できるまちづくり」の実現に向け、社会経済の様々な変化に対応するため、限られた経営資源(ヒト、モノ、カネ)を有効に活用し、より一層の地域力の向上に向けた取り組みを推進すること。
- 3 SDGs(持続可能な開発目標)と連動させた本計画に基づき、政策・施策を実施し、本町におけるSDGsの推進を図ること。
- 4 本計画を着実に推進するために、計画の進行管理を適切かつ継続的に実施し、新たな地域課題が発生した場合に、速やかに対応できるよう柔軟な執行体制の構築に努めること。